

第15 避難器具

平成23年10月1日施行

平成28年 4月1日改正

- 1 避難器具取付部の開口部の大きさ、操作面積、降下空間、避難空地及び避難通路については、「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」（平成8年消防庁告示第2号。以下「告示2号」という。）によるほか、次のとおりとし、容易かつ安全に使用して避難できるものであること。なお、具体的には別紙1から別紙5までによる。
 - (1) 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごは、告示2号第3・1（2）によるほか、次によること。
 - ア 手すりその他転落防止の措置を講じた概ね2平方m以上の床面積を有するバルコニー等外気に接する部分の床に設置すること。ただし、2に定める避難器具専用室内に設ける場合にあっては、この限りではない。
 - イ 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごの吊り元は、建物側とする。
 - ウ 共同住宅等のバルコニーに設置する場合は、原則として、同一縦系列住戸の各バルコニー内で下階への避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごに乗り換えられるように設置することができる。ただし、上階がセットバックしている場合については、1住戸分の移動に際しては、差し支えないものとする。
 - (2) 緩降機は、告示2号第3・2による。
 - (3) 救助袋（避難器具用ハッチに格納した救助袋を除く。）は、原則として屋内に設けること。なお、避難器具用ハッチに格納した救助袋は、認定品又は告示2号第3・3に適合するものとし、（1）ア及びウによることとする。
 - (4) 滑り台は、評定品又は告示2号第3・4に適合するものとする。
 - (5) 滑り棒は、認定品又は告示2号第3・5に適合するものとする。
 - (6) 避難ロープは、告示2号第3・6に適合するもので、簡単な操作により取付け及び展張ができ、有効に避難できる場所に設けること。
 - (7) 避難橋は、告示2号第3・7に、避難用タラップは、告示2号第3・8に適合するもの又は認定品とする。
- 2 避難器具専用室を設ける場合は、告示2号第4によるものとし、表示灯（表示面「避難はしご」白地黒文字、予備電源内蔵式、縦0.12m以上横0.36m以上）を設け

ること。

3 避難器具に係る標識は、告示2号第5によるほか、文字の大きさを5cm以上とし、「避難器具」と記載すること。ただし、避難器具の名称等容易に識別できる場合はこの限りでない。

(1) 特定1階段等防火対象物においても同様とし、規則第27条第1項第3号によるほか、次のとおりとする。

ア 避難器具を設置又は格納する場所の出入り口の上部又はその直近に上記の標識を設置してもなお、避難器具が設置されている場所がわかりにくい場合には、説明文、平面図等を併記すること。

イ 避難器具を設置する階のエレベーターホール等の共用部に設置する標識は、「避難器具設置場所案内図」である旨を明記した当該階の平面図に、避難器具の設置場所が容易に識別できるように表示した標識であること。なお、当該標識については、大きさ及び材質は問わないが、紙等の材質で破損の恐れのあるものには、保護のための措置を講ずること。

(2) 隔壁板を挟んで避難器具が設置されている場合、当該階に設置されている避難器具に有効かつ安全に誘導できるよう避難器具側の隔壁板の見やすい箇所に標識を設置すること。

4 設置場所の明るさの確保

避難器具は、使用方法の確認、避難器具の操作等が安全にかつ、円滑に行うことができる明るさが確保される場所に設置する。

5 避難器具の格納は、告示2号第7によること。

6 避難器具の取付け方法については、告示2号第8によること。

(1) 避難器具を固定部に取り付けるための取付け具（避難器具用ハッチを除く。）の構造及び強度は、規則第27条、告示2号第8・2及び別表によること。

(2) 取付け具を固定する場合の工法は、告示2号第8・3によること。

別表

| 種 類 | | A 荷重 (k N) | | B 付加荷重 (k N) | C 荷重方向 | | |
|---------|-----|--|--|---|-----------|------------------|--------------------------------|
| 避難はしご | | 有効長（最上部の横棧から最下部横棧までの長さをいう。）について2 m又はその端数ごとに1.95を加えた値 | | 自重 （取付け具の重量が固定部にかかるものにあつてはその重量を含む。以下同じ。） | 鉛直方向 | | |
| 緩降機 | | 最大使用者数に3.9を乗じた値 | | | | | |
| 滑り棒 | | 3.9 | | | | | |
| 避難ロープ | | 3.9 | | | | | |
| 救助袋 | 垂直式 | 袋長が10 m以下のもの | | 入口金具重量 | 鉛直方向 | | |
| | | 袋長が10 mを超え20 m以下のもの | | | | 9.0 | |
| | | 袋長が20 mを超え30 m以下のもの | | | | 10.35 | |
| | | 袋長が30 mを超えるもの | | | | 10.65 | |
| | 斜降式 | | | 上部 | 下部 | 入口金具重量 （上部のみ） | 上部 俯角70度 下部 仰角25度 |
| | | 袋長が15 m以下のもの | | 3.75 | 2.85 | | |
| | | 袋長が15 mを超え30 m以下のもの | | 5.85 | 5.25 | | |
| | | 袋長が30 mを超え40 m以下のもの | | 7.35 | 6.45 | | |
| | | 袋長が40 mを超えるもの | | 8.70 | 7.50 | | |
| 滑り台 | | 踊場の床面積1 m ² 当たり3.3に滑り面1 m当たり1.3を加えた値 | | 自重、風圧力、地震力、積雪加重 | 合成力の方向 | | |
| 避難橋 | | 1 m ² 当たり3.3 | | | | | |
| 避難用タラップ | | 踊場の床面積1 m ² 当たり3.3に踏板ごとに0.65を加えた値 | | | | | |

注：1 風圧力：1 m²当たりの風圧力は、次の式によること。

$$q = 60 k \sqrt{h} : \text{風圧力 (k N/m}^2\text{)}$$

k：風力係数（1とすること。）

h：地盤面からの高さ（m）

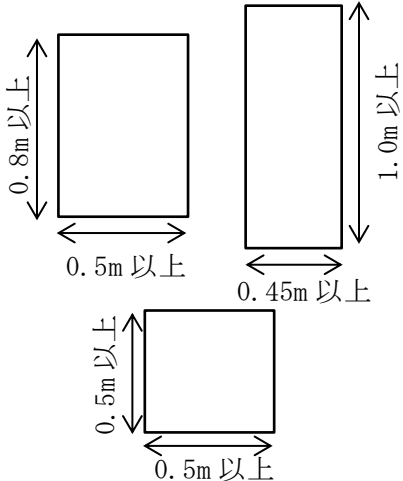
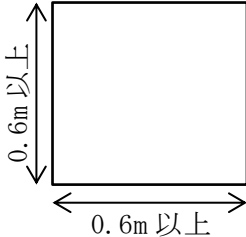
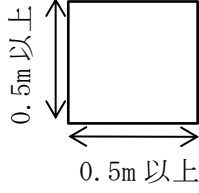
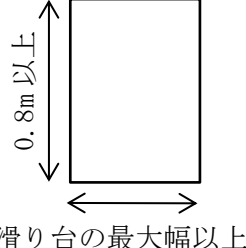
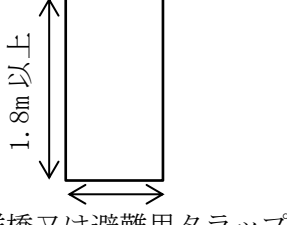
注：2 積雪加重：積雪量が1 m²当たり1 cmにつき20 N以上として計算すること。

注：3 地震力：建基令第88条の規定の例によること。

- 7 斜降式の救助袋の下部支持装置を降着面等に固定する器具（以下「固定具」という。）の構造、強度、降着面等への埋設方法は、告示2号第8・7によること。

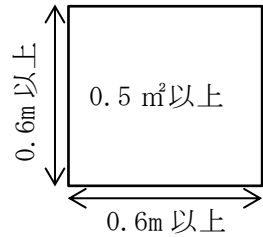
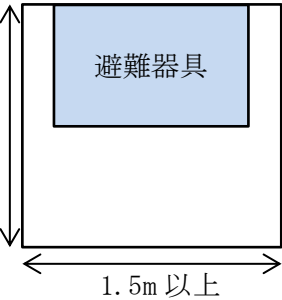
別紙 1

取付部の開口部の大きさ

| 避難器具の種類 | 取付部の開口部（避難器具を展張した状態での有効寸法）の大きさ |
|--|---|
| 避難はしご （避難器具用ハッチに格納したものを除く。） 緩降機 滑り棒 避難ロープ | 取付部の開口部を壁面に設ける場合 高さ 0.8 m 以上 幅 0.5 m 以上 又は 高さ 1.0 m 以上 幅 0.45 m 以上 取付部の開口部を床面に設ける場合 直径 0.5 m 以上の円が 内接できるもの  |
| 救助袋 （避難器具用ハッチに格納したものを除く。） | 高さ及び幅がそれぞれ 0.6 m 以上で入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等（当該開口部を含む。）から確認できるもの  |
| 避難はしご （避難器具用ハッチに格納したもの） 救助袋 （避難器具用ハッチに格納したもの） | 直径 0.5 m 以上の円が内接できるもの  |
| 滑り台 | 高さ 0.8 m 以上 幅 滑り台の滑り面の最大幅以上  |
| 避難橋 避難用タラップ | 高さ 1.8 m 以上 幅 避難橋又は避難用タラップの最大幅以上  |

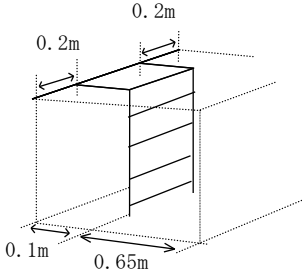
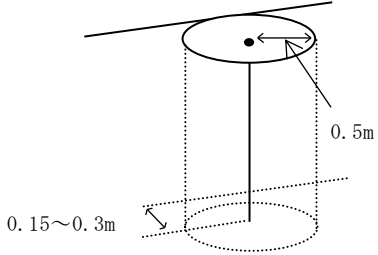
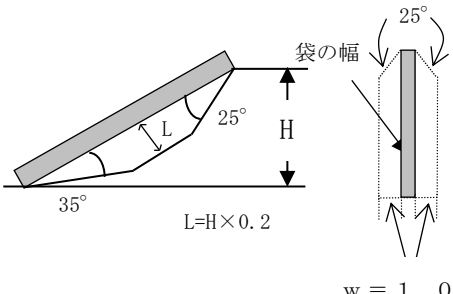
別紙 2

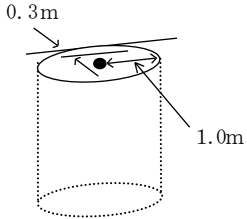
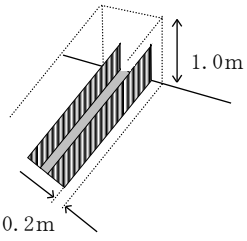
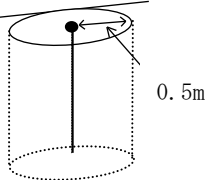
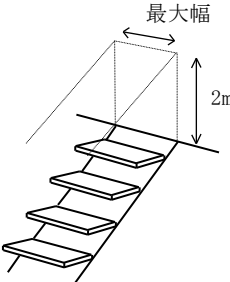
操 作 面 積

| 避難器具の種類 | 操 作 面 積 | |
|--|---|---|
| 避難はしご 緩降機 滑り棒 避難ロープ 救助袋 (避難器具用ハッチに格納したもの) | 0.5 m ² 以上 (当該器具の水平投影面積を除く。) かつ一辺の長さがそれぞれ0.6 m以上であり、当該器具の操作に支障のないもの |  <p>0.6m 以上</p> <p>0.5 m² 以上</p> <p>0.6m 以上</p> |
| 救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く。) | 幅 1.5 m 以上、奥行 1.5 m 以上 (器具の設置部分を含む。)。ただし、操作に支障のない範囲内は形状を変えることができる。この場合、2.25 m ² 以上とする。 |  <p>1.5m 以上</p> <p>避難器具</p> <p>1.5m 以上</p> |
| 滑り台 避難橋 避難用タラップ | 当該器具を使用するのに必要な広さとする。 | |

別紙 3

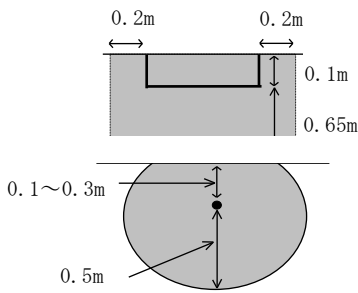
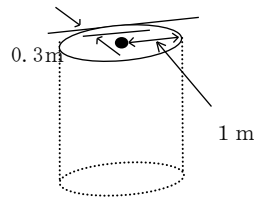
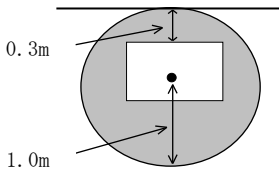
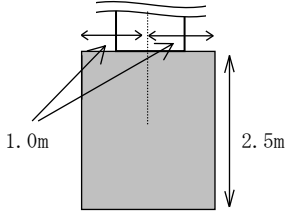
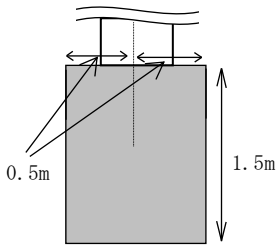
降 下 空 間

| 避難器具の種類 | 降 下 空 間 |
|--|--|
| <p>避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)</p> | <p>縦棒の中心線からそれぞれ外方向に (縦棒が 1 本のものについては、横 棧の端からそれぞれ外方向) 0.2 m 以上及び器具の前面から奥行 0.65 m 以上の角柱形の範囲</p>  |
| <p>避難はしご (避難器具用ハッチに格納したもの) 救助袋 (避難器具用ハッチに格納したもの)</p> | <p>ハッチの開口部から降着面等まで当該ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲</p> |
| <p>緩降機</p> | <p>器具を中心とした半径 0.5 m の円柱形に 包含される範囲以上 (他の緩降機と共用 する場合にあっては、器具相互の中心を 0.5 m まで接近とすることができる。) ただし、0.1 m 以内の避難上支障のない 場合若しくは 0.1 m を超える場合でも ロープに損傷を与えない措置を講じた 突起物は降下空間内に設けることができる。</p>  |
| <p>救助袋 (斜降式)</p> | <p>救助袋の下方及び側面の方向に対して 上部にあっては 25° 下部にあっては 35° の範囲内であること。ただし、 防火対象物の側面に沿って降下する場 合の救助袋と壁との間隔 (最上部は除 く。) は、0.3 m (庇等の突起物が ある場合は突起物の先端から 0.5 m 以上 (突起物が入口金具の下方 3 m 以内 の場合は 0.3 m) 以上とすること。</p>  |

| | |
|-----------------------|---|
| <p>救助袋 (垂直式)</p> | <p>救助袋の中心から半径 1 m 以上の円柱形の範囲（他の避難器具と共用する場合には、器具相互の外表面を 1 m まで接近とすることができる。）とすること。 ただし、救助袋と壁との間隔は 0.3 m 以上（底等の突起物がある場合にあっては救助袋と突起物の先端との間隔は 0.5 m 以上（突起物が入口金具から下方 3 m 以内の場合にあっては 0.3 m 以上））とすること。</p>  |
| <p>滑り台</p> | <p>滑り台の滑り面から上方に 1 m 以上及び滑り台の両端から外方向に 0.2 m 以上の範囲</p>  |
| <p>滑り棒 避難ロープ</p> | <p>器具を中心にした半径 0.5 m の円柱形の範囲。ただし、避難ロープにあっては壁面に沿って降下する場合の壁面側に対しては、この限りではない。</p>  |
| <p>避難橋 避難タラップ</p> | <p>避難橋又は避難タラップの踏面から上方 2 m 以上及び当該器具の最大幅以上</p>  |

別紙 4

避難空地

| 避難器具の種類 | 避難空地 |
|---|---|
| <p>避難はしご (避難器具用ハッチに格納したもの を除く。) 緩降機</p> | <p>降下空間の水平投影面積以上の面積 (緩降機にあつては他の緩降機と共用する場合には、器具相互の中心を 0.5 m まで接近とすることができる。)</p>  |
| <p>避難はしご (避難器具用ハッチに格納されたもの) 救助袋 (避難器具用ハッチに格納されたもの)</p> | <p>降下空間の水平投影面積以上の面積</p>  |
| <p>救助袋 (垂直式)</p> | <p>降下空間の水平投影面積以上の面積 (他の避難器具と共用する場合には、器具相互の外面を 1 m まで接近とすることができる。)</p>  |
| <p>救助袋 (斜降式)</p> | <p>展開した袋本体の下端から前方 2.5 m 以上及び救助袋の中心線から左右にそれぞれ 1.0 m 以上の範囲で囲まれた面積</p>  |
| <p>滑り台</p> | <p>滑り台の下部先端から前方 1.5 m 以上及び滑り台の中心線から左右にそれぞれ 0.5 m 以上の範囲で囲まれた面積</p>  |
| <p>滑り棒 避難ロープ 避難橋 避難用タラップ</p> | <p>避難上支障のない広さとする。</p> |

別紙 5

避難通路

| 避難器具の種類 | 避難通路 |
|---|---|
| 避難はしご 緩降機 救助袋 滑り台 滑り棒 避難ロープ 避難用タラップ | 避難空地の最大幅員（1 mを超えるものにあつては、1 m）以上で、かつ、 避難上の安全性が確保された通路 |
| 避難橋 | 避難空地から避難安全上な広場、道路等に通ずる避難上有効な通路 |

特定1階段等防火対象物に設ける避難器具の取扱いについて

- 1 安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等について（規則第27条第1項第1号イ関係）

安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等とは、概ね2平方m以上の床面積を有し、かつ、手すりその他転落防止措置を講じたバルコニー、屋上、陸屋根、地階に設けられたドライエリア等をいう。

- 2 常時、容易かつ確実に使用できる状態で設置されている避難器具について（規則第27条第1項第1号ロ関係）

常時、容易かつ確実に使用できる状態で設置されている避難器具とは、常時、使用できる状態に組立てられて設置された緩降機等のほか、バルコニー等以外の場所に設置された避難用タラップ（最下段部分を地上まで伸長するため、1動作でロック機構を解除する方式のものを含む。）、滑り台、滑り棒等をいう。

- 3 1動作（開口部を開く動作及び保安装置を解除する動作を除く。）で容易かつ確実に使用できる避難器具について（規則第27条第1項第1号ハ関係）

- (1) 1動作型避難器具とは、1動作型避難器具として検定又は認定を受けた避難器具をいう。

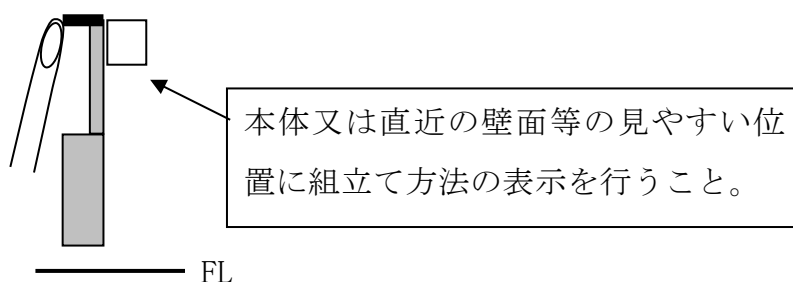
- (2) 1動作型避難器具とみなすものは、次に掲げる避難器具をいう。ただし、アのつり下げはしご及び避難ロープについては既存防火対象物への設置に限るものとする。

ア 壁付式緩降機（外壁面に固定して設けられたフック又はアームに調速器を取り付けるものに限る。）、つり下げはしご及び避難ロープを、避難器具取付開口部の真下等の直近に設置し、かつ、当該避難器具の使用方法を避難器具取付開口部の直近の壁面等に表示したもの。なお、当該避難器具を適切に維持管理するため、簡単に取り外すことができるビニールカバー等を各避難器具に設けることは、差し支えないものとする。

イ 壁付式緩降機（壁面にアーム基部が固定されたものに限る。）のアーム先端の吊輪に調速器をつり下げた状態で、アームの伸長又は横回転が容易に行え、かつ、使用方法を図示した表示が、アーム取付部付近の見やすい壁面等に取り付けられているもの。なお、調速器を適切に維持管理するため、簡単に取り外すことができるビニールカバー等を設けることは、差し支えないものとする。

ウ 緩降機の支柱を組み立てて設置し、調速器がアーム先端の吊輪に取り付けられた状態で、アームの組立てが容易に行え、かつ、アームの組立方法を図示した表示が図 1 のように支柱等の見やすい位置に取り付けられているもの。

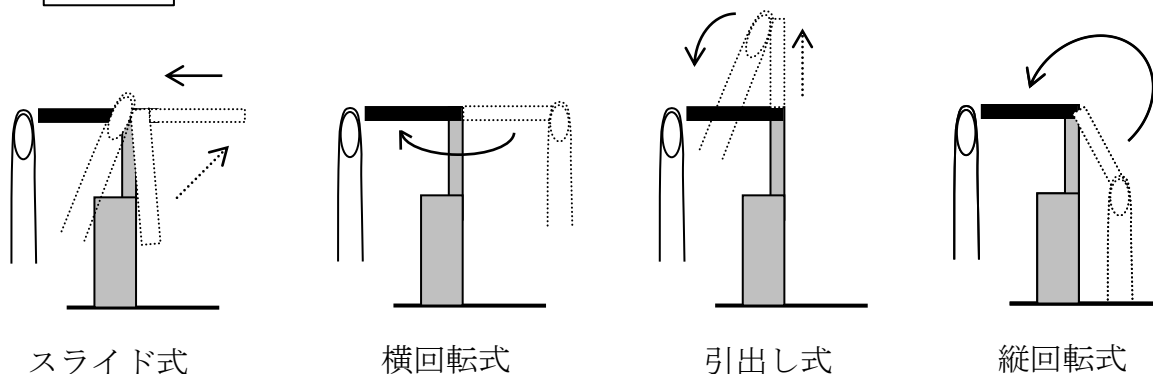
図 1



具体的には図 2 に示すアームをスライドさせて組立てるもの（以下「スライド式」という。）又はアームを横回転して使用状態にするもの（以下「横回転式」という。）をいう。なお、アームを支柱から引出すもの（以下「引出し式」という。）は、操作位置が高く調速器の自重によりアームの組立てが困難であるため、また、アームを縦回転させるもの（以下「縦回転式」という。）は、調速器を取り付けた状態ではアームを容易に縦回転させることができない（スプリング等の補助で容易に縦回転できるものを除く。）ため、それぞれ 1 動作型避難器具とはみなさない。

また、調速器を適切に維持管理するため、簡単に取り外すことができるビニールカバー等を設けることは、差し支えないものとする。

図 2



エ 避難器具を使用可能な状態にするための動作が、実際の動作数が1動作（安全装置を解除する動作は除く。）で使用可能な状態にすることができるもの。

(3) 既存防火対象物に設置された緩降機について

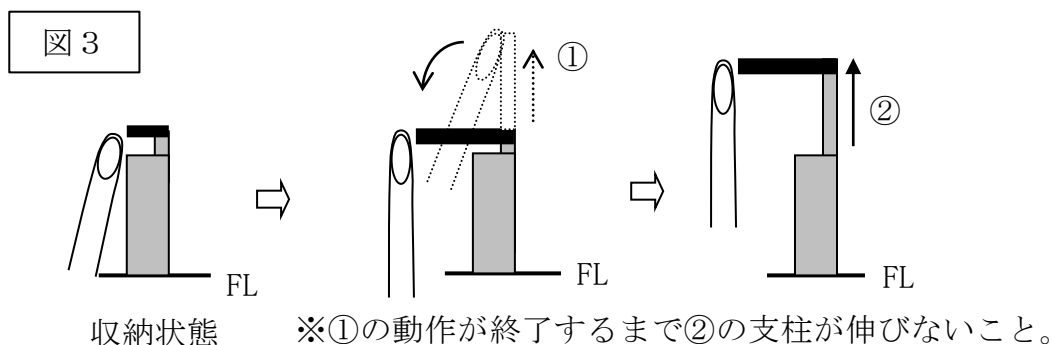
既存防火対象物に設置された緩降機については、前2及び3・(2)に示すもののほか、容易に使用可能な状態にできるもので、次のア及びイに該当する場合に限り、令第32条を適用し、1動作型避難器具として取り扱うものとする。なお、この場合の令第32条の適用に関しては、願出書等の手続きを不要とする。

ア アームの構造が次のa又はbに該当するもの

a アーム組立ての構造が引出し式のもの（図3）

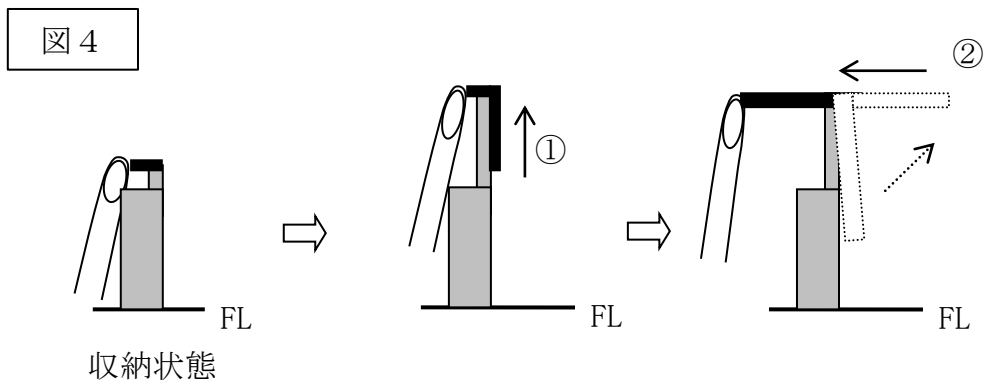
アーム先端の吊輪に调速器を取り付けた状態で支柱が収納されたもので、アームの組立位置が低位置で操作が容易にでき、かつ、アームの引出しから組立てが終わるまで支柱が伸びない構造であること。また、アーム組立てと同時に支柱が伸びる構造のものにあつては、当該緩降機の製造会社が製造した補助金具を取り付けることにより、アームの引出しから組立てが終わるまで支柱が伸びない構造になる場合に限り、1動作型避難器具として取り扱うものとする。

なお、当該補助金具の取付け工事は、第5類甲種消防設備士が行い、当該取付け工事に係る届出については、法第17条の14の規定に基づく「着工届出」は省略できるものとし、法第17条の3の2の規定に基づく「設置届出」に、当該補助金具の図面及び取付け状況を記録した写真等を添付し、所轄消防署に届け出ることにより、法第17条の3の2に規定する「検査」を省略することができるものとする。



b アーム組立ての構造がスライド式のもの（図 4）

柱のアーム先端の吊輪に调速器が吊下げられた状態で収納されたもので、アームが容易にスライドできる構造のものであること。



イ 前ア a 及び同 b にはそれぞれ支柱等の見やすい位置にアームの組立て方法を図示した表示が施されていること。

ウ 前アにおいて调速器を適切に維持管理するため、簡単に取り外しできるビニールカバー等を設けることは、差し支えないものとする。